

## ○ 条例の題名の再検討について

### 1. 条例の題名に対するパブリックコメント意見

#### 「共に差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」

差別の解消は、被差別者本人のみならず行政並びに周囲や地域など社会全体で解消に取り組む課題であると共に、差別をした側の人間もその解消（自身の反省や学びなど）に向けて、取り組む事が重要である。

何よりも被差別者への周囲の関わり、励まし、見守りなど傍観者を作らないとの期待を込めて、“共に” 解消を目指す意味を題名に反映してはどうか。

### 2. 1を踏まえた題名の別案

#### ① 誰もが共に差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

(参考) 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

#### ② 県民と共に差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

(参考)

○ 三重県交通安全条例

(交通安全運動)

第22条 県は、国、市町、県民、交通安全関係団体等と連携して、交通安全に関する運動を県民と共に行うものとする。

#### ③ みんなで差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

(参考) 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例